

滋賀県市長会会則

昭和30年3月31日制 定
昭和32年8月8日一部改正
昭和49年5月2日一部改正
昭和57年8月12日一部改正
平成15年5月30日一部改正
平成17年8月29日一部改正
平成19年3月29日一部改正
平成20年8月28日一部改正
平成21年3月27日一部改正
平成26年3月26日一部改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、滋賀県市長会という。

(組 織)

第2条 本会は、滋賀県下の各市をもって組織する。

(目 的)

第3条 本会は、滋賀県各市間の連絡協調を図り、市政の円滑なる運営と進展に資し、もって地方自治の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 行政、財政に関する調査研究
- (2) 都市発展対策に関する調査研究
- (3) 全国市長会その他各種団体との連絡調整
- (4) その他本会の目的を達成するに必要な事項

(事務所の位置)

第5条 本会の事務所を大津市京町四丁目3番28号厚生会館内に置く。

第2章 役 員

第6条 本会に次の役員を置き、市長をもってこれにあてる。

会	長	1名
副	会 長	2名
監	事	2名

(役員選出の方法)

第7条 会長、副会長及び監事は、市長の互選により定める。

(役員任期等)

第8条 役員任期は、各々2年とする。ただし、後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行なう。役員が市長の職を離れたときは、同時にその職を失う。

2 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、予め会長の定める順序に従い会長の職務を代理する。

4 監事は、出納その他の事務を監査する。

(報酬)

第9条 役員は、無報酬とする。ただし、会長において必要と認めるときは、実費弁償をすることができる。

(相談役)

第9条の2 本会に相談役を置くことができる。

2 相談役には、本会会長の経験を有し、現に市長の職に在る者を会長が委嘱する。

第3章 会 議

(招 集)

第10条 本会の会議は、会長がこれを招集する。

(定例会及び臨時会)

第11条 本会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、年2回とし8月及び3月に開催する。ただし、開催月については変更することができる。

3 臨時会は、必要がある場合においてこれを開催する。

(議 長)

第12条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(表 決)

第13条 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、表決に加わるものは市長とする。ただし、市長が加わることができないときは、その代理者とする。

(議決事項の処理)

第 14 条 会議の議決事項は、会長において会議終了後、すみやかにこれを処理するものとする。

第 4 章 副市長会

第 14 条の 2 本会の事務を円滑に処理するため、本会に副市長会を置く。

2 副市長会の運営等については、別に定める。

第 5 章 会 計

(会計の年度)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

(経費支弁の方法)

第 16 条 本会の経費は、次の収入で充てるものとする。

- (1) 市の分担金
 - (2) 補助金
 - (3) その他の収入
- (予 算)

第 17 条 会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調整し、年度開始前に会議の議決を経なければならない。

(決 算)

第 18 条 本会の決算は、監事の審査に付し、その意見を付して会議の承認を得るものとする。

第 6 章 事 務 局

(設 置)

第 19 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(職員の設置)

第 20 条 本会に事務局長および職員を置く。

(職員の任免)

第 21 条 事務局長の任免は、会長が会議に諮って定める。

2 職員の任免は、会長がこれを行う。

(組織等)

第 22 条 事務局の組織その他必要な事項については、別に定める。

付 則 (昭和 30 年 3 月 31 日)

この会則は、昭和 30 年 4 月 1 日より施行する。

付 則 (昭和 32 年 8 月 8 日)

この会則は、昭和 32 年 8 月 1 日から適用する。

付 則

この会則は、昭和 49 年 5 月 2 日から施行する。

付 則

1 この会則は、昭和 57 年 9 月 1 日から施行する。

2 この会則の施行日前の職員の任免に関する決定、その他の手続きは、この会則の規定に基づいてなされたものとみなす。

付 則

この会則は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 17 年 8 月 29 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 20 年 8 月 28 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。